

# 平成22年度

# 住民税・国保税の申告

住民税は、市民の皆様にご提供いただく各種サービスの大切な財源であり、その共通の経費を各人で負担しあう性格の税金です。

市では、今年も2月16日から申告会場を設け、申告相談の受付を行います。決められた期日に出来るだけ申告してください。

なお、次の注意事項をこまめに確認してください。

## 申告書の提出を要する人

- ①平成22年1月1日現在、小松島市に住所を有する人
- ②給与所得者で次に該当する人
  - ▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人
  - ▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子配当等の所得がある人
  - ▼2ヶ所以上からの給与の支払を受けている人
  - ▼平成21年中に会社等を退職した人
  - ▼雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除などを受ける人
  - ③控除額の差などの関係により、所得税はかからなくても住民税はかかる場合がありますので、そのような場合には住民税の申告が必要です。

## 申告書の提出をしなくてもよい人

- ①平成22年1月1日現在、給与または公的年金等の支払を受けている人で前年中にそれ以外の所得がなかった人（ただし、給与または年金の支払い先から支払報告書の提出がある場合）
- ②税務署に確定申告（平成21年分）を提出した人や提出する人

## 申告に必要なもの

- ▼印かん（みとめ印）
- ▼事業所得等のある方は帳簿、その他所得計算に関係がある帳簿類、収支内訳書
- ▼給与所得・公的年金等の所得がある方は、平成21年分の源泉徴収票
- ▼平成21年中に支払った社会保険料（健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など）の証明書または領収書

なお、小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。

▼平成21年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書

▼医療費控除を受けられる方は、平成21年中に支払った医療費の領収書、保険等で補てんされる金額のわかる書類など（医療費の領収書は事前に集計をしておいてください。）

▼寄附金控除を受けられる方は、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社または都道府県、市町村に対して行った寄附金の領収書

▼確定申告により所得税の還付をうけられる方は申告者本人の預貯金等の口座番号が分かるもの

## 公的年金等の支払いのみを受けている方へ申告をお勧めします

昭和20年1月1日以前に生まれた方で年金収入が148万円より多い方、または昭和20年1月2日以降に生まれた方で年金収入が98万円より多い方で、市・県民税が課税されている方について、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費

控除等の申告をすることにより、市・県民税が減少することがあります。

均等割のみが課税されている方は減少しないこともあります。所得割については、控除が追加されると減少します。

## 税源移譲に伴う住宅ローン控除について

（平成11年1月1日から18年12月31日までに新築住宅等へ入居された方へ）

平成21年度まで住宅借入金等特別税額控除申請書の提出により住民税から、控除を受けられていたが、税制改正により平成22年度分からは市への申告は原則不要になります。

年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けられた方は、事業所から給与支払報告書が提出されることにより控除されるようになります。

確定申告をされる方も確定申告書により控除されます。ただし退職所得・山林所得を有する方や、所得税において平均課税の適用をうけている方については申告をすることで控除金額が高くなる場合がありますので、該当の方は、平成22年3月15日までに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

## 電話による申告受付予約

税制改正により年々申告者数が増加し、申告受付後に長時間お待ちいただくことがあります。このため、電話予約による受付を行っています。希望する日の前日の午後4時までに市税務課市民税係へご連絡ください。また、先着順に電話受付を行いますのでご希望の時間帯が既に予約済の可能性もございます。予めご了承ください。

なお、予約の対象期間は2月23日（火）から2月26日（金）までとさせていただきます。

## 「申告書自己作成コーナー」

申告される方の待ち時間を短縮・解消するため、事業所得に係る収支内訳書および医療費控除等の申告書を作成するコーナーを設置いたします。

ご自身で申告書を作成する事により申告に係る時間が短縮し、また申告に関する知識を得ることができまますのでぜひご利用ください。

【申告会場】市役所4階大会議室  
【申告期間および受付時間】2月16日から3月15日（土曜日を除く）までの午前8時30分から午後5時まで

詳しくは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。